

---

---

## 第5次地域福祉活動計画推進委員会（第4回）

〈日 時〉平成30年2月22日（木） 午前10時

〈場 所〉市社協 第2会議室（市立総合福祉会館2階）

---

---

### 1 第5次地域福祉活動計画（案）について

- （1）第5次地域福祉活動計画（案）情報公開からの意見について
- （2）第3回推進委員会からの主な修正点等の説明
- （3）第5次地域福祉活動計画（案）への意見聴取

### 2 横須賀市社会福祉協議会会長への答申について

### 3 その他

- ・横須賀市社会福祉協議会行動計画（案）について



横須賀の福祉をハッピーに！

## 第5次地域福祉活動計画推進委員名簿

No.	選出区分	部会役職	氏名	所属団体等
1	施設部会	部会長	宮田 丈乃	長井婦人会保育園園長
2	施設部会	副部会長	森 弘樹	ヒューマン施設長
3	施設部会	評議員	小谷 誠	フロムワン福祉園施設長
○ 4	民生委員部会	部会長	佐野 美智子	上町第二地区民生委員児童委員協議会会長
5	民生委員部会	評議員	山口 忠夫	下町地区民生委員児童委員協議会会長
6	保護司部会	部会長	角井 明	横須賀保護司会会長
7	団体部会	部会長	大武 勲	横須賀市障害者団体連絡協議会会長
8	団体部会	副部会長	佐藤 昌久	横須賀市ボランティア連絡協議会会長
9	地区社協部会	副部会長	長塚 武士	大楠地区社会福祉協議会会長
10	地区社協部会	評議員	丸山 明彦	三春町地区社会福祉協議会会長
11	教育・文化・福祉部会	部会長	澄川 貞介	横須賀市連合町内会会長
12	教育・文化・福祉部会	副部会長	菊池 匡文	横須賀商工会議所専務理事
13	関係行政機関	評議員	古谷 久乃	横須賀市福祉部福祉総務課長
14	関係行政機関	—	川名 理恵子	横須賀市健康部地域医療推進課長
15	関係行政機関	—	依田 隆治	横須賀市こども育成部こども育成総務課長
◎ 16	学識経験者	—	臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 社会福祉学科教授

◎＝委員長    ○＝副委員長

### (市社協事務局)

1	ボランティアセンター	事務局長 所長	福本 眞和	
2	総務課 あんしんセンター	課長 所長	松尾 健一	
3	地域福祉課	課長	稲葉 抄子	
4	総務課	主査	市川 高広	
5	地域福祉課	主査	小山 由紀	
6	地域福祉課	主任	林 啓之	
7	あんしんセンター	主任	木村 涼織	
8	ボランティアセンター	主査	八文字 由恵	

# 1 第5次地域福祉活動計画書（案）について

## (1) 第5次地域福祉活動計画書（案）情報公開からの意見について

((参考) 第1回 推進委員会資料より)

第5次地域福祉活動計画推進委員会の情報公開方法について

- ①推進委員会終了後に、その都度、会議資料と簡易な報告書をホームページ上に公開し、意見を受け付ける
- ②パブリックコメントは実施しない。

### ○意見(1名から3件の意見(1月16日 FAX))と横須賀市社協の考え方(対応)

No.	意見(要約)	考え方(対応)
1	<p><b>○課題に優先順位をつけた掲示の仕方</b></p> <p>計画書を見ても、住民の負担が大きくなってきていると感じる。課題に優先順位をつけたほうが、活動のイメージも出来、マニュアルとして活用しやすくなるのではないか。</p>	<p>横須賀は広いまちで、地形に富み、さまざまな方が地域で生活しているため、それぞれの個人、地域によって、課題の優先順位は異なる。 (山坂の無い地域では山坂は課題にならない等)</p> <p>市域を対象とした計画書になっており、課題に対し、一概に優先順位をつけることが難しいため、読んだ人が優先順位を決め、活用することになる。</p>
2	<p><b>○新たな制度ができることで地域活動に変化があるのか、その示し方</b></p> <p>新しく制度が出来、その制度をもとに行われるようになった活動が出来たことで、地域活動は、しにくくなっているのか、しやすくなっているのか。</p> <p>制度と地域活動がどういう関係にあるのかを伝えることで、よりよい住民活動となるのではないか。</p>	<p>活動計画の「はじめに」にもあるとおり、「我が事・丸ごと」地域共生社会が示され、多くの制度が改正される中での難しい時期の策定となったが、「制度が出来ないことを地域福祉で」ではなく、まず、「住民の助け合いありき」という考え方で策定が行われた。</p> <p>各制度の状況については、今後、推進、見直しをしていくうえで、調査、検討を進め、対応していきたい。</p>
3	<p><b>○「福祉施設・関係機関が出来ること」を、「福祉施設・関係機関がすべきこと」に変更</b></p> <p>社会福祉法が改正され、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を果たすべき役割が明確になった。地域が社会福祉法人とともにあることを明確にしたほうが良いのではないか。</p>	<p>第5次活動計画の考え方や骨子は、第4次活動計画を引き継いでいるが、4次期間内に社会福祉法が改正され、それを受け、「すべき」と意思表示したほうが、改正後の5次活動計画にふさわしいかどうか、推進委員会で検討したい。</p>

## (2) 第3回推進委員会からの主な修正点等の説明

## (3) 第5次地域福祉活動計画書（案）への意見聴取